

平成24年度事業計画書（案）

（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

1 方針

日本財団から助成を受けて実施している「小型船舶の安全確保」事業を中心として、本年度も引き続き第五管区海上保安本部ほか、各海上保安（監）部署のご指導と会員および海上安全指導員の協力を得て、次のとおり実施する。

2 助成事業

事業	事業の内容	実施の概要
教育活動	<p>1 海上安全講習会（12回）</p> <p>（1）海上交通法令の周知、マナーの励行</p> <p>（2）海難事例からみた事故の未然防止</p> <p>（3）気象・海象に関する知識の向上</p> <p>（4）漁具および漁業に関する知識・法令等の周知</p> <p>2 教育用DVD作成</p> <p>小型船運航者のスキルアップを目的とした教育用として作成、配布</p>	<p>1 実施時期：平成24年4月～25年3月</p> <p>2 実施場所：兵庫（7）・大阪（2）・和歌山・徳島・高知（各1）（予定）</p> <p>3 講習対象：モーターボート、ヨット、遊漁船、瀬渡船等の海洋レクリエーション関係者</p> <p>2年計画の2年目として、今年度は「ボート運航実務編」（仮題）を作成</p> <p>作成枚数：1000部</p>
安全活動	<p>1 海上安全指導員連絡調整会議（8回）</p> <p>海上安全指導員の活動についての再講習と、海上安全パトロールおよび現場指導を行うための日程・方法等についての連絡調整を行う。</p> <p>2 安全パトロール（6回）：</p> <p>3 海上安全指導資料作成</p> <p>海上安全指導員が海洋レクリエーションの活発な海域をパトロールして指導を行う際の指導用冊子を用意し配布する。</p>	<p>1 開催時期：平成24年4月～25年3月</p> <p>2 開催場所：兵庫（3）・大阪（2）・和歌山・徳島・高知（各1）</p> <p>1 巡視船艇と共同で実施する</p> <p>安全冊子の作成</p> <p>1 発行回数：1回</p> <p>2 発行部数：2000部</p> <p>3 配布先：海上安全指導員、関係団体</p>
広報活動	<p>1 広報誌の発行配布（2回）</p> <p>海上交通安全に対する総合的な情報の提供</p>	<p>1 発行回数：2回</p> <p>2 発行部数：1000部/回</p> <p>3 配布先：会員、関係団体</p>
海事思想普及活動	<p>1 海と船の体験教室</p> <p>将来、マリンレジャーに新規参入の予備軍ともいえる青少年を対象にして、海洋における環境保全や安全確保の重要性を認識させ、安全の確保を図る。</p> <p>2 「海のサロン」</p> <p>海事思想の普及を目的に、市民を対象に「海のサロン」として、海上での安全の啓蒙を主テーマとし、海や船の全般について楽しく学ぶ学習会の形で開催し、会員増へ新しいグループの開拓をはかる。</p>	<p>1 実施回数：2回</p> <p>2 実施場所：神戸市</p> <p>3 実施時期：夏休みの初めと終りの2回</p> <p>4 参加人員：50人</p> <p>5 講習内容：海の交通ルール・海と環境・船の操縦</p> <p>1 実施回数：3回</p> <p>2 実施場所：神戸市、西宮市、姫路市（暫定）</p> <p>3 実施時期：7～9月を予定</p> <p>4 参加人員：各回30人以上を目標とする。</p> <p>5 講習内容：海の交通ルール・海と環境・船の歴史など</p>

3 自主事業

(1) 現場指導：上記の安全パトロールに合わせて実施する。

海上安全指導員が現地に出向き、小型船の運航関係者に対し、次に事項を重点に安全指導を行う。

- (1) 航海計画の内容
- (2) 航海準備（機関整備を含む）の状況
- (3) 気象・海象の留意点
- (4) 法定備品等の装備状況
- (5) 付近海域の水路情報

(2) 会員の獲得

A. 理事、安全指導員への協力をお願い

協会の財政基盤である会費収入の増加は必達事項である。

これを積極的に図るため、事務局として非会員マリーナへのお願いなどの活動を行うが、さらに理事、安全指導員の一層のご協力をお願いしたい。

B. 水上オートバイグループ、ミニボートグループへの働きかけ

数的に大きなエリアである水上オートバイグループ、ミニボートグループに積極的に働きかけてグループ会員の増加を図る。

(3) ブログへの活動状況や安全情報の随時掲載

2007年7月に開設以来5年近くが経過したが、本年3月末までの総アクセス数は37,000回、前年度には11,000回と予想以上に大きな値になっている。

ホームページの活用と合せ、今後もブログの積極的な活用を図って行きたい。

4. その他

(1) 新法人制度への対応について定款の作成、内部管理規定の追加など公益法人協会との相談などの具体的な準備作業を行い、当年度に「公益法人の設立認可申請」を行い、新法人制度による公益法人として発足する。

—以上—